

運営の透明性の確保の在り方

運営の透明性の確保の在り方～主な論点～

1. 財務諸表、活動状況、経理状況の公表
2. 都道府県、国における情報集約と公表

検討に当たっての基本的な視点

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、その非営利性・公益性に鑑み、適正な運営の確保について、広く国民に対する説明責任を果たす必要がある。
- 平成18年の公益法人制度改革においては、社会全体により当該法人の活動を監視するという理念の下、情報開示の在り方について見直しが行われ、広範囲にわたる情報開示の仕組みが構築された。
- 社会福祉法人については、税制優遇や公金の支出があることも踏まえ、公益財団法人と同等又はそれ以上に運営の透明性を確保する必要がある。

【用語の略称】

「法」・・・社会福祉法(昭和26年法律第45号)

「審査基準」・・・社会福祉法人審査基準(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社援第2618号等通知)別紙1)

「定款準則」・・・社会福祉法人定款準則(同通知別紙2)

1. 財務諸表、活動状況、経理状況の公表

1. 現状

(1) 業務及び財務等に関する書類の閲覧

- 法令上、社会福祉法人は、毎会計年度終了後2月以内に、①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④収支計算書を作成し、これらの書類と①～④に関する監事の意見を記載した書類を各事務所に備え置かなければならないこととされている。(法第44条第4項)
- 当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならないとされている。(法第44条第4項)

(2) 業務及び財務等に関する書類の公表

<法令上の取扱い>

- 法令上、社会福祉法人が公表すべき書類についての規定はない。

<通知上の取扱い>

- 業務及び財務等に関する情報を公表するよう指導。(平成25年5月:局長通知)
- 現況報告書並びにその添付書類である貸借対照表及び収支計算書について、インターネットを活用して公表することを義務付け。(平成26年5月:社会福祉法人審査基準の改正)

(参考1)情報開示の対象となる書類一覧(現行)

書類	備置き・閲覧	公表
事業報告書	○	×
財産目録	○	×
貸借対照表	○	○ (通知)
収支計算書(事業活動計算書・資金収支計算書)	○	○ (通知)
監査報告書	○	×
定款	×	×
役員等名簿	×	×
役員等報酬基準	×	×
事業計画書	×	×
現況報告書	×	○ (通知)

(参考2-1)社会福祉法人の情報開示の概要

※:「法」は法律の規定
「通知」は通知上の規定

社会福祉法人

書類の作成・備置き

- ①事業報告(法)
- ②財産目録(法)
- ③貸借対照表(法)
- ④収支計算書(法)
- ⑤監事監査意見書(法)

公告

規定なし

公表

- ①貸借対照表(通知)
- ②収支計算書(通知)
- ③現況報告書(通知)

【公表方法】
原則HPによる。

正当な理由が
ない限り開示

閲覧請求

公表

福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人

国民

(参考2-2) 公益社団・財団法人の情報開示の概要

※:「法」は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定

公益社団・財団法人

書類の作成・備置き

- ①事業報告(法)
- ②財産目録(法)
- ③計算書類(貸借対照表・損益計算書)(法)
- ④役員等名簿(法)
- ⑤役員報酬支給基準(法)
- ⑥定款(法)
- ⑦事業計画書(法)

公告

- ①貸借対照表(法)
- ②損益計算書(大規模法人に限る。)(法)

【公告方法】

- ①官報、②日刊紙③電子公告(注)

公表

役員報酬支給基準(法)

【公表方法】
規定なし

正当な理由がない限り開示

閲覧請求

公告

公表

国民

注:電子公告はURLの登記や電子公告調査機関による電子公告が適法に行われたかどうかの調査を受ける必要がある。ただし、決算公告(貸借対照表と損益計算書の公告)については、当該調査を受ける必要はない。

(参考3)情報開示に関するこれまでの取組み

平成12年 社会福祉事業法改正(社会福祉基礎構造改革)

- 社会福祉法人に対し、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等について、福祉サービスの利用を希望する者等から請求があった場合の閲覧を法律上、義務付け。
- 法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当である旨通知。

平成19年 「社会福祉法人の認可について(通知)」(社会福祉法人審査基準)を改正

- 法人の業務及び財務等に関する情報について、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいことを通知。

(参考4)情報開示に関する最近の指摘と対応

①指摘

規制改革会議の見解(平成25年5月2日) 抄

社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する。

保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定) 抄

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。

(参考4)情報開示に関する最近の指摘と対応

②対応

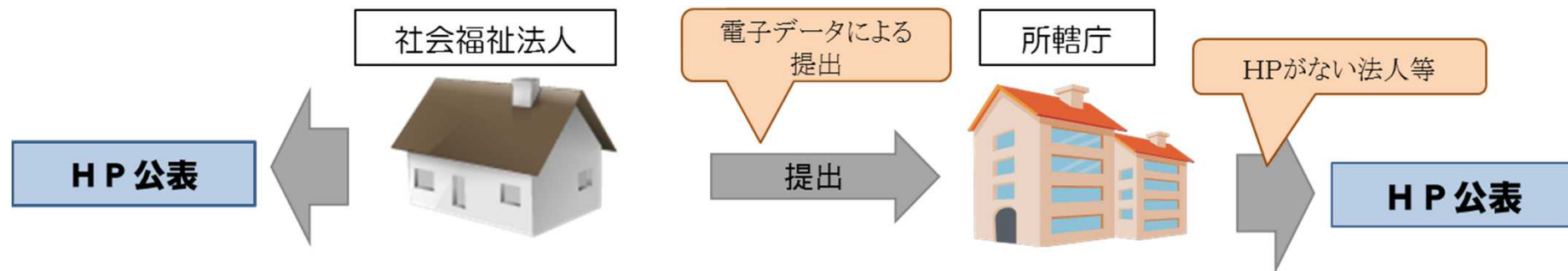
- 法人の業務及び財務等に関する情報(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書)について、閲覧に供すること、平成24年度分から、インターネット・広報等において公表することを社会福祉法人に対して指導。(平成25年5月局長通知)
- 全ての社会福祉法人(19,810法人)に対して平成24年度の財務諸表の公表状況調査を実施。ホームページが存在している法人(12,672法人)のうち、財務諸表を公表している法人は約4割(4,876法人)(※)との結果を規制改革会議に報告。(平成25年9月30日)

※ 平成25年7月末時点の数値

- 現況報告書並びにその添付書類である貸借対照表及び収支計算書について、通知(社会福祉法人審査基準)改正を行い、インターネットを活用して公表することを義務付け。(平成26年5月:社会福祉法人審査基準の改正)

⇒参考5

(平成26年5月社会福祉法人審査基準改正の概要)



(参考5)「社会福祉法人の認可について」(社会福祉法人審査基準)の具体的な改正内容

○ 平成26年度(平成25年度決算)より、法人運営の透明性を確保することを目的として、「社会福祉法人の認可について」(社会福祉法人審査基準)を改正し、全ての法人において、財務諸表等の公表義務化を実施。

改正前

改正後

◆ 現況報告書及び添付書類である財務諸表(貸借対照表・収支計算書)は、インターネットを活用して自主的に公表

◆ 現況報告書及び財務諸表は、**インターネットを活用(※)した公表を義務化**

(※) 法人ホームページに限定せず、例えば、団体ホームページによる公表も含む。

(※) ホームページが存在しない等により公表が困難な法人は、所轄庁のホームページにおいて公表する。

◆ 現況報告書の様式は任意の様式例

◆ **統一的な報告様式に変更**

(※) 新たな報告事項…事業の実施形態(一法人一施設等)、情報公開の状況、外部監査の実施状況、役員報酬支給の有無等

◆ 現況報告書は書面で所轄庁へ提出。

◆ 現況報告書は**エクセル形式による電子ファイル**により所轄庁へ提出することに変更

◆ 現況報告書の公表手法は定めていない。

◆ 現況報告書は**エクセル形式又はPDF形式による電子ファイル**により公表

(※) 代表者の年齢及び住所や母子生活支援施設等の住所など、個人や利用者の安全に支障を来す恐れのある事項は、非公表とすることで可。

◆ 財務諸表は書面で所轄庁へ提出。

◆ 財務諸表は**エクセル形式による電子ファイル**で所轄庁へ提出することに変更

(※) ただし、平成26年度提出分(平成25年度決算)は、以下のとおり1年の経過措置を設定。

	所轄庁への提出		公表	
	手法	範囲	手法	範囲
新会計基準を適用する法人であって、エクセルによる提出が可能な会計システムを使用する法人	エクセル形式	財務諸表の各号の1から4様式	エクセル形式又はPDF形式	財務諸表の各号の1及び2様式
新会計基準を適用する法人であって、エクセルによる提出が不可能な会計システムを使用する法人	PDF形式又は書面		PDF形式	
新会計基準以外の会計基準を適用する法人	PDF形式又は書面	上記に相当する書類	PDF形式	上記に相当する書類

◆ 財務諸表の公表手法は定めていない。

◆ 財務諸表の公表範囲は定めていない。

(※) 本通知を踏まえた現況報告書及び財務諸表の公表状況については、本年度の「社会福祉法人制度検証事業」(19頁参照)において集計予定。

2. 課題

- 備置き・閲覧の対象となる書類、閲覧請求者が公益財団法人等と比較して限定されている。
- 財務諸表や現況報告書の公表を通知において義務付けているが、法令上の根拠がない。
- 役員報酬基準、役員区分ごとの報酬等の総額について、公表する仕組みとなっていない。

(参考)

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定) 抄

- ・ 社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的な形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うよう指導する。
【措置済み】
- ・ 社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的な形式を提示し、各法人にその開示を義務づける。【平成26年度措置】
- ・ 社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以外の職員としての給与等も含む)の開示を義務づける。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- ・ 社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。【平成27年度決算から措置】

■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

- ・ 法人運営の透明性を確保するため、法人の運営状況や財務状況(以下「財務諸表等」という。)については、2014(平成26)年度以降(平成25年度決算分以降)、全ての社会福祉法人において、ホームページで公表すべきである。また、所轄庁においても所管する法人の財務諸表等を全て公表すべきである。社会福祉法人の財務諸表等の公表については、法律上の義務とすることを検討すべきである。
- ・ 国民に分かりやすく情報提供する観点から、法人によって公表項目に差が出ないように、財務諸表等の公表様式について、統一的に定めるべきである。
- ・ 社会福祉法人は、公益法人の特別法人であるという位置付けであることに鑑み、公益社団法人・公益財団法人において「閲覧」書類とされている定款や役員名簿、役員報酬規程等について、社会福祉法人には「公表」を義務付けることを検討すべきである。

(参考)他制度との比較 ※社会福祉法人以外は法令上の規定の有無の比較

○:備置き、閲覧の対象
◎:備置き、閲覧、公表(公告)の対象

	書類	社会福祉法人	一般財団法人		学校法人	医療法人
				公益財団法人		
備置き・ 閲覧・ 公表	事業報告書	○	○	○	○	○
	財産目録	○	×	○	○	○
	貸借対照表	◎ (公表は通知)	◎	◎	○	○
	収支計算書(損益計算書・キャッシュフロー計算書)	◎ (公表は通知)	◎ (大規模法人に限る)	◎ (大規模法人に限る)	○	○
	監査報告書	○	○	○	○	○
	会計監査報告書	×	○	○	×	×
	定款	×	○	○	×	○
	役員等名簿	×	×	○	×	×
	役員等報酬基準	×	×	◎	×	×
	事業計画書	×	×	○	×	×
収支予算書	×	×	○	×	×	
資金調達・設備投資見込み書類	×	×	○	×	×	
運営の概況(※)	◎ (公表は通知)	×	○	×	×	

(※)運営の概況に関する書類の記載事項

公益財団法人	○運営組織、事業活動の状況の概要等 公益目的事業比率、遊休財産額、理事等の報酬総額 等
社会福祉法人	○現況報告書 役員情報(親族等関係者の有無、報酬の有無、理事会への出席状況)、資産管理状況(評価額、借入額等)、外部監査、役員の親族等との取引状況 等

3. 考え方

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人制度や規制改革実施計画を踏まえ、
 - ・定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とするとともに、閲覧請求者を国民一般とすること
 - ・貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上、明記してはどうか。
- すでに通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)については、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上、明記してはどうか。
- 公表の方法は、国民が情報入手しやすいホームページを活用してはどうか。

4. 論点

- 情報開示を担保する仕組みについて、どのように考えるか。

■情報開示の見直しの考え方

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で 措置済)
収支計算書(事業 活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で 措置済)
監事の意見を記載 した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員 名簿、補助金、社会 貢献活動に係る支出 額、役員の親族等と の取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報 酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	—	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※) 現況報告書に記載

(参考)現況報告書の取扱い

○ 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要、役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢、主要な財産の所有状況を、貸借対照表及び収支計算書を添付の上、現況報告書として所轄庁へ届け出なければならない。(法第59条、施行規則第9条)

○社会福祉法(昭和26年法律第45号) 抄
(所轄庁への届出)

第59条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。

○社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号) 抄
(現況の報告)

第9条 法第59条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢
 - 二 前会計年度における事業の概要
 - 三 前会計年度末における主要な財産の所有状況
- 2 法第59条第1項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項についての現況報告書2通を提出することにより行うものとする。
- 3 前項の現況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前会計年度末における貸借対照表
 - 二 前会計年度の収支計算書

○ 現況報告書の様式については、所轄庁や社会福祉法人により記載事項が異なっていたため、通知を改正し、補助金の状況※、地域の福祉ニーズへの対応状況、関連当事者との取引内容※を記載事項に追加した上で、統一的な様式とした。(平成26年5月:社会福祉法人審査基準改正)

※平成26年度は社会福祉法人新会計基準移行のための経過措置期間の最終年度であることから、移行する法人については記載を任意としている。

(参考) 現況報告書の記載事項

I 基本情報	所轄庁、法人名、主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス、メールアドレス、設立認可年月日、設立登記年月日、代表者氏名・年齢・住所・職業・就任年月日	
II 事業	社会福祉事業	種類、施設名・事業所名、所在地、事業開始年月日、定員、実施形態
	公益事業	種類、施設名・事業所名、所在地、事業開始年月日、事業規模(定員)
	収益事業	種類、施設名・事業所名、所在地、事業開始年月日、事業規模(定員)
	その他の事業	種類、施設名・事業所名、所在地、事業開始年月日、事業規模(定員)
III 組織	理事	定員、現員、役職、氏名、職業、任期、親族等特殊関係者の有無、資格、施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者の有無、理事報酬(理事報酬・職員給与とも支給、理事報酬のみ支給、職員給与のみ支給、支給なし)、理事会への出席回数
	監事	定員、現員、氏名、職業、任期、資格、施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者、監事報酬(支給あり、支給なし)、理事会への出席回数
	評議員	定員、現員、氏名、職業、任期、親族等特殊関係者の有無、理事の親族、資格、施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者、理事との兼務、職員との兼務、評議員会への出席回数
	施設長	施設名、氏名、就任年月日、法令等に定める資格の有無
	職員数	常勤専従、常勤兼務、非常勤
	理事会	開催年月日、出席者数、書面出席者数、監事の出席の有無、決議事項
	評議員会	開催年月日、出席者数、監事の出席の有無、決議事項
	監事監査	監査年月日、監査者、監査報告の有無、指摘事項、改善事項

IV 資産管理	不動産の所有状況	所在地、面積、評価額、担保提供の状況(提供年月日、借入額、借入先、償還期限、所轄庁の承認有無)
V その他	情報公開の状況	定款、役員名簿、評議員名簿、財産目録、事業計画書、事業報告書、役員報酬規程、第三者評価結果、財務諸表
	外部監査	監査者、費用
	第三者評価	受審施設・事業所名、費用
総括表	準拠している会計基準	
	法人単位の資金収支の状況(要旨(補助金額を含む))、法人単位の事業活動の状況(要旨)、法人単位の資産等の状況(要旨)	
	積立金の状況	
	関連当事者との取引の内容	
	地域の福祉ニーズへの対応状況	

2. 都道府県、国における情報集約と公表

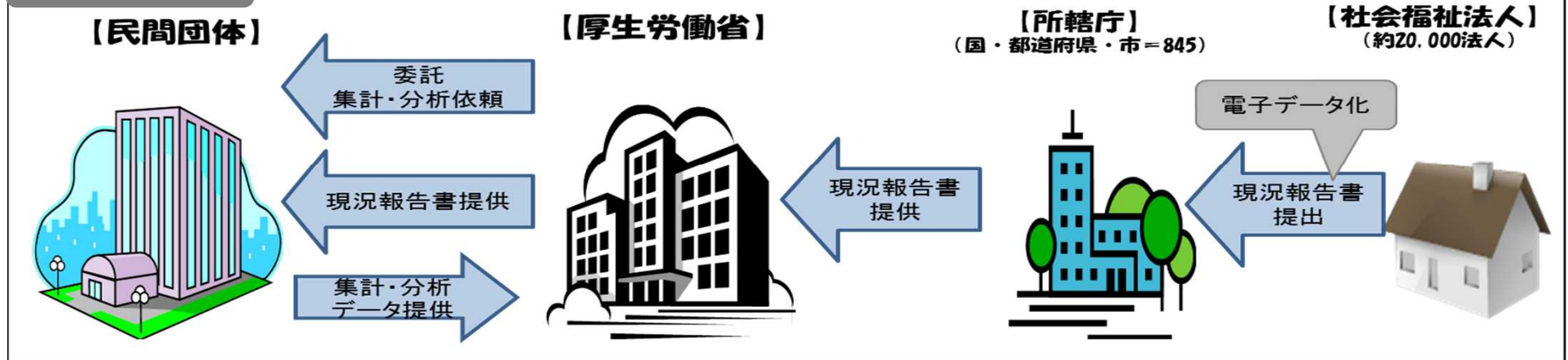
1. 現状

- 社会福祉法人は、現況報告書（添付資料の財務諸表含む。）を所轄庁に提出。（国等への集約の仕組みはない。）
- 今年度、厚生労働省において制度改革に必要な基礎資料とするため、全社会福祉法人の現況報告書を収集し集計・分析を行い、年内にとりまとめる予定。（予算事業）

社会福祉法人制度検証事業（平成26年度予算）

社会福祉法人制度見直し検討のための基礎データとして使用することを目的に、各法人の現況や財務状況等について専門的知見を活用しながら、集計・分析を行うもの。

概要



2. 課題

- 各社会福祉法人の業務や財務等に関する情報が所轄庁にとどまっているため、全国単位や各地域単位における社会福祉法人の現況を把握し、明らかにすることができない。

(参考)

■ 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定) 抄

- 全国の社会福祉法人財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。

■ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

- 都道府県、国単位での情報集約

(都道府県や国で集約するシステムの構築)

- ・ 各法人や所轄庁で公表するだけでなく、都道府県や国で法人の財務諸表等を集約し、経営状況を分析するシステムの構築を検討すべきである。

3. 考え方

- 社会福祉法人制度全体の現況、地域の社会福祉法人の運営状況を広く国民に明らかにする観点から、都道府県・国がICT等も活用し、社会福祉法人の情報を集約し、わかりやすく開示する仕組みを検討すべきではないか。

⇒業務運営及び財務運営の在り方を踏まえ、行政の役割と一体的に考える必要があることから、「行政の関与の在り方」において検討。